



<p>交通に支障をきたさないようにしなければならない。</p> <p>(本復旧工事)</p> <p>第7条 本復旧工事の舗装構成については、構造図(図1)に基づく舗装構成若しくは道路管理者と協議を行った舗装構成を参照し、掘削前の路面の強度と同等以上の構成で施工しなければならない。</p> <p>なお、復旧範囲については、舗装復旧基準図(図2～<u>図8</u>)に基づき施工しなければならない。<u>ただし、掘り返し規制期間及び掘り返し規制期間終了後2年間(舗装が良好な道路)は、舗装復旧基準図(図9～図10)に基づき施工しなければならない。</u>なお、舗装復旧基準図によりがたい場合は、道路管理者と協議のうえ復旧範囲を決定するもの。また、カラー舗装、平板ブロック舗装等が設置されている場合の復旧方法は、道路管理者と事前に協議すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(掘削工事完了後の瑕疵)</p> <p>第9条 掘削工事の完了確認後、車道部は2年、歩道部は1年以内に掘削工事に起因して施設補修を要する状態になった場合は、占有者等の負担において補修しなければならない。また、この期間経過後であっても明らかに施工の瑕疵(<u>明らかに掘削した箇所が他の路面より沈下している場合等</u>)があった場合は、占有者等の負担において補修するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(本復旧工事)</p> <p>第7条 本復旧工事の舗装構成については、構造図(図1)に基づく構成を参照し、掘削前の路面の強度と同等以上の構成で施工しなければならない。</p> <p>なお、復旧範囲については、舗装復旧基準図(図2～図5)に基づき施工しなければならない。また、カラー舗装、平板ブロック舗装等が設置されている場合の復旧方法は、道路管理者と事前に協議すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(掘削工事完了後の瑕疵)</p> <p>第9条 掘削工事の完了確認後、車道部は2年、歩道部は1年以内に掘削工事に起因して施設補修を要する状態になった場合は、占有者等の負担において補修しなければならない。また、この期間経過後であっても明らかに施工の瑕疵があった場合は、占有者等の負担において補修するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>追加</p> <p>変更追加</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>追加</p> <p>(略)</p>
--	---	--